

## 東海市社会資本整備総合交付金評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東海市社会資本整備総合交付金評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する社会資本総合整備計画(以下「整備計画」という。)の評価等を行うに当たり、第三者の意見を聴くため、東海市社会資本整備総合交付金評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項の妥当性について意見を述べるものとする。

- (1) 整備計画の評価
- (2) 整備計画に関連する事業の評価等
- (3) 整備計画に関連する今後のまちづくり方策等

### (組織)

第4条 委員会は、東海市都市計画審議会条例(昭和44年東海市条例第85号)第3条第1項の規定により委嘱された委員(以下「東海市都市計画審議会委員」という。)のうち、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3人
- (2) 市議会の議員 2人
- (3) 市内に住所を有する者 1人

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、前条の規定により委員に委嘱される日から当該委員が東海市都市計画審議会委員の任期を満了する日までとする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

2 東海市まちづくり交付金評価委員会設置要綱（平成20年10月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成30年4月1日施行）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。